

兵庫県臨床心理士会規約

制定：平成5年5月29日
改定：平成7年9月16日
改定：平成10年6月28日
改定：平成15年6月29日
改定：平成17年6月19日
改定：平成19年6月24日
改定：平成20年7月20日
改定：平成23年7月31日
改定：平成26年7月06日
改定：令和2年4月01日

第1章 総 則

(名称)

第1条 日本臨床心理士会地区会運営細則第2条第2号に基づき本会を組織し、その名称を「兵庫県臨床心理士会」（以下、本会とする）と称する。

(構成)

第2条 本会は兵庫県在住あるいは、勤務先が兵庫県内にある「臨床心理士」の資格取得者である会員、ならびに賛助会員によって構成する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は役員会によって決定する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下、協会とする）の認定する兵庫県在住あるいは、勤務先が兵庫県内にある「臨床心理士」の資格取得者ならびにこれに準ずる者の相互の連携を密にし、「臨床心理士」の資質と技能の発展と地位の向上をはかり、その活動を通して広く社会福祉の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 相互研修のための研修会（財団法人日本臨床心理士資格認定協会認定、「臨床心理士」資格継続研修を含む）の開催。
- (2) 講演会等の啓発活動。
- (3) 心理臨床業務の明確化と臨床心理士の地位の向上に関する事業。
- (4) 会員相互扶助に関する事業。
- (5) 日本臨床心理士会の主催する諸事業についての協力と、発展に資するための諸事業。
- (6) 関係資料の収集及び刊行に関する事業。
- (7) その他本会の目的達成に必要と認めた事業。

第3章 会 員

(会員)

第6条 本会会員は協会の認定する臨床心理士の資格を有するものとする。

第7条 賛助会員は役員会の推薦による。賛助会員は本会の目的に賛同し、本会が別に定める会費を納入する団体・法人または個人とする。

第8条 会員は入会金及び会費の納入をもって、その資格を得る。

第9条 会員は3年以上の会費滞納のある場合、その資格を喪失する。その他の会員の資格に関するについては、別に定める。

第10条 会員は本会の主催する諸事業及び活動に参加することができ、また本会の発行する会報等の出版物の配布を受けることができる。

第4章 役員及び職務

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 3名 理事 21名
監査 2名 事務局長 1名 会計 2名 庶務 2名
他に必要に応じて常任理事、顧問、相談役等を置くことができる。
但し、顧問、相談役は必ずしも臨床心理士であることを要しない。

(職務)

第12条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事は第4条の目的を達成するために、会長、副会長の職務に協力する。
4. 理事は本会の企画する諸事業の企画・運営に当たる。
5. 監査は本会の会計業務を監査し、総会に報告する。
6. 会計は本会の会計業務を行う。
7. 庶務は会議の記録を取り、本会所有物の保管等を行う。
(会長が必要と認めたときは、事務職員を置くことができる。この場合、事務職員は必ずしも臨床心理士であることを要しない。)

(役員を選出)

第13条 会長は理事の互選により選出する。

2. 副会長は理事の中から会長が委嘱し理事会の承認を得る。
3. 理事・監査は会員の中から選出する。選出方法は理事・監査選挙規定細則に定める。
4. 事務局長は会長が委嘱する。
5. 会計及び庶務は事務局長が委嘱し理事会の承認を得る。
6. 県単位選出の代議員は理事の互選により選出する。
7. 役員任期は3年とする。但し再任を妨げない。
8. 欠員により就任した役員は前任者の任期期間とする。
9. 役員は任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

第5章 会 議

第14条 会議は総会、臨時総会、役員会、理事会とする。

2. 総会は年1回、臨時総会は会長が必要と認めたとき召集し、議決は出席会員の過半数とする。可否同数の場合は議長が決する。
3. 会議における議長は役員の中から選出する。
4. 役員会および理事会は会長が必要と認めたときに随時開催する。

第6章 会 計

第15条 本会の運営経費は入会金及び会費、研修会収益金、寄付金及びその他の収入をもってこれに当てる。

2. 会員の会費は当分の間、入会金 5,000 円、年会費 6,000 円とする。但し、転居等のやむをえない事情により、他都道府県臨床心理士会を退会して本会に入会する者は、入会金を免除する。
3. 賛助会員の会費は当分の間、入会金 10,000 円、年会費 8,000 円とする。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第17条 入会金及び会費の改定は総会の決議によって定める。

第18条 既納入金及び会費は理由の如何を問わず返却しない。

第7章 事業年度

第19条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第8章 規約の改正

第20条 本規約の改正は総会において出席者の3分の2以上をもって議決する。

第9章 雑 則

第21条 本規約に定めなきものは役員会において協議決定し、次期総会に報告する。

附則 この規約は令和2年4月1日から発効する。